

## 川崎市子どもの権利委員会市民委員選考要綱

### (目的及び設置)

第1条 この要綱は、川崎市子どもの権利に関する条例（平成12年川崎市条例第72号）第38条に規定する川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）の市民委員の選考を行うため、川崎市子どもの権利委員会市民委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 選考委員会は、公募による市民委員の選考及び必要に応じてその他選考に関する事項を所掌する。

### (組織)

第3条 選考委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) こども未来局長
- (2) こども未来局総務部長
- (3) こども未来局こども支援部長
- (4) 市民文化局人権・男女共同参画室長
- (5) 教育委員会事務局総務部長
- (6) こども未来局青少年支援室長

### (委員長)

第4条 選考委員会に委員長を置き、委員長は市民・こども局長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

### (会議)

第5条 選考委員会は、委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 選考委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 選考委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定にかかわらず、委員長が特に認めるときは、委員選考承認書（第1号様式）により選考することができるものとする。この場合の決定は、委員の過半数をもって決する。

(市民委員)

第6条 第2条における市民委員は2人以内とする。

(市民委員の選考方法)

第7条 市民委員の選考は、公募に基づき、第8条第2項に掲げる事項等を記載した候補者名簿を作成し、その書類選考等により行うものとする。

(市民委員の公募方法)

第8条 権利委員会委員のうち市民委員の公募にあたり、申し込むことができる者の資格は、次の各号に掲げた事項のとおりとする。

- (1) 原則として年齢18歳以上の者
- (2) 本市に引き続き1年以上居住している者
- (3) 本市の附属機関等の委員になっていない者
- (4) 市の職員でない者

2 前項の市民委員に申し込もうとする者は、用紙に次の各号に掲げる事項を記載したもの（以下「申込書」という。）に、小論文を添付して申し込むものとする。

- (1) 申し込もうとする附属機関の名称
- (2) 住所、氏名、電話番号、性別及び生年月日
- (3) 現在の職業
- (4) 市民となった日
- (5) 主な職歴
- (6) 子どもの権利にかかわる分野における主な取組
- (7) 申し込んだ理由（簡潔に記載するものとする。）

3 前項における申込書及び小論文の様式は自由とする。

4 第2項における申込書及び小論文は、本人に対して返還しないものとする。

(市民委員の選任の例外)

第9条 市民委員の公募を行った場合において次の各号に掲げる事項に該当するときは公募によらないで委員を選任するものとする。

- (1) 申込期限までに申込がなかったとき。
- (2) 申込者の全員が申込資格を満たさなかったとき。
- (3) 選考の結果、該当者がなかったとき。

(4) 申込者数が公募人数に満たなかったとき(その満たない人数に限る。)

(5) 申込者の一部が申込資格を満たさなかったことにより公募人数に満たなかったとき(その満たない人数に限る。)

(6) 選考の結果、該当者が公募人数に満たなかったとき(その満たない人数に限る。)

(庶務)

第10条 選考委員会の庶務は、こども未来局青少年支援室において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、市民委員の選考及び選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

第 1 号様式

委員選考承認書

1 委員の選考

別添候補者名簿に記載された\_\_\_\_\_（敬称略）を委員として

	委員	委員	委員	委員	委員	委員長
認める。						
認めない。						

2 添付書類

(1) 委員候補者名簿